

## ■第 6 次三田市障害者福祉基本計画の実施状況 (令和 6 年度分)

「第6次三田市障害者福祉基本計画」(計画期間：令和6年度～令和11年度)では、5つの基本目標、52項目にわたる施策を掲げました。庁内の関係各課における進捗状況の把握と評価を行ったところ、各施策の達成状況は下記の通りでした。

### 【成果指標の評価基準】

◎:目標を達成した ○:目標は達成していないが改善している(変動率 10%以上)

△:変化がない(変動率±10%未満) ▲:悪化している(変動率-10%以上) -:評価困難

### 基本目標 1 生活支援の充実

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、また障害のある人が希望する地域生活を送ることができるよう、日常的な生活支援サービスの充実や生活の場の確保、保健・医療体制の充実など暮らしにおける様々な支援を進めるとともに、家族等への支援に努めます。

#### (1) 保健・医療体制の充実

- ① 健康管理の推進
- ② 医療に係る経済的支援
- ③ 地域医療等との連携体制の整備検討

#### 【令和 6 年度の主な実施状況】

- 精神科病院と相談支援事業所の連携についてのワーキンググループ

(関連：③地域医療等との連携体制の整備検討)

改正精神保健福祉法が令和 6 年 4 月より施行され、精神科病院は医療保護入院者に対して「地域援助事業者」の紹介が義務化された。精神科病院と相談支援事業所の連携を深め、地域援助事業者の紹介を円滑に行うことを目指して、ワーキンググループを設けて議論した。

#### (2) 福祉サービスの充実【重点】

- ① 障害福祉サービスの適切な提供
- ② 地域生活支援拠点の充実
- ③ 生活の場の確保
- ④ 生活安定のための支援
- ⑤ 障害福祉サービス事業の人材育成・確保

## 【令和6年度の主な実施状況】

### ●相談支援事業所連絡会を通じた相談支援専門員連携・人材育成

(関連：⑤障害福祉サービス事業の人材育成・確保)

相談支援専門員の技術の向上や、連携しやすい環境づくりを目的に、相談支援事業所連絡会を月1回開催している。外部講師と市内の主任相談支援専門員によりスーパーバイズを5回行い、相談支援専門員の質の向上と人材育成を図るとともに、事業所間の連携を図ることで相談支援専門員の離職防止につなげている。

## (3) 家族・介助者への支援

- ① 家族の負担軽減
- ② ヤングケアラーへの支援

## 【令和6年度の主な実施状況】

### ●ヤングケアラーへの支援体制の構築 (関連：②ヤングケアラーへの支援)

ヤングケアラーと思われる18歳未満の子どもとその家庭の状況を把握するため、関係機関で情報共有を行い、各機関の役割を踏まえた連携を図った。また、要保護児童対策地域協議会において、支援体制の構築を行った。

## 【成果指標】

指標名	基準年	実績	目標	評価
	R4	R6	R11	
共同生活援助（グループホーム）の利用者数	67人/月	80人/月	97人/月	○
日中一時支援、短期入所（ショートステイ）の利用者数	日中一時 44人/月	日中一時 75人/月	日中一時 73人/月	○
	短期入所 52人/月	短期入所 78人/月	短期入所 88人/月	

## 基本目標2 健やかに成長できる環境の整備

障害のある子どもや発達に課題のある子どもがライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、地域や関係機関との連携を強化します。また、一人ひとりがお互いを尊重し合い、すべての子どもがのびのびと成長できる社会を目指し、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ、インクルーシブ教育の理念をふまえ、学校・園における特別支援教育の充実や障害への理解促進に取り組みます。

## (1) 療育・教育体制の充実【重点】

- ① 障害の早期発見と療育体制
- ② 障害児通所支援
- ③ 障害児療育センターの運営
- ④ 多様な育ちの場の確保
- ⑤ インクルーシブ教育システムの構築

### 【令和 6 年度の主な実施状況】

- 発達障害児向けペアレントトレーニングの実施（関連：①障害の早期発見と療育体制）  
健診や発達相談会で発達特性を指摘された子どもやその保護者に対して、療育サービスの制度を案内するとともに、民間事業所との協働でペアレントトレーニングを開催することにより家庭全体への支援を展開している。
- 障害児通所支援事業の総量規制の解除（関連：②障害児通所支援）  
「児童発達支援」「放課後等デイサービス」について、「第 3 期三田市障害児福祉計画」に基づき令和 6 年 8 月より総量規制の解除を行い、事業所の新規参入や定員増が可能となったことにより、児童発達支援で 1 箇所、放課後等デイサービスで 3 箇所、事業所の新規開設につながった。

## (2) 切れ目のない支援の充実

- ① 福祉教育の推進
- ② 成長過程に応じた連携体制の構築

### 【令和 6 年度の主な実施状況】

- サポートファイルの活用（関連：②成長過程に応じた連携体制の構築）  
特別な支援を必要とする本人・家族をサポートする関係機関が情報を共有して、一貫した支援を行うためにサポートファイルを活用している。就学、進学、就労のときなどにこれまでの様子を引き継ぎ、連携して支援を行っている。

### 【成果指標】

指標名	基準年	実績	目標	評価
	R 4	R 6	R11	
児童発達支援、放課後等デイサービスの支給決定人数（年度末）	505人/月	559人/月	710人/月	○
特別支援教育研修講座受講者数（延べ人数）	270人	316人	300人	◎

## 基本目標3 就労や社会参加への支援

障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労機会の確保に努めます。一人ひとりの状況や希望に応じた働き方ができるよう、事業者等への合理的配慮の普及・拡大、就労後の定着に向けた支援等を推進します。

また、障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある豊かな暮らしを送ることができるよう、文化・芸術活動、スポーツ活動等の機会の充実に努めます。さらに、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

### (1) 就労支援体制の充実【重点】

- ① 障害者雇用に関する啓発・制度の周知
- ② 障害者就業支援センターの運営
- ③ 各種実習先の確保と活用
- ④ 市における障害者雇用

#### 【令和6年度の主な実施状況】

- 市における障害者雇用（関連：④市における障害者雇用）

法定雇用率を上回る雇用状況を継続できているが、採用した人材の定着に課題が残っている。令和6年度は新規での障害者雇用はなかったが、前年度に採用した職員の職場定着を重視し、配属先への事前の情報共有や得意分野を生かして活躍できる部署への応援配置等の取り組みを実施した。

### (2) 多様な働く場の確保

- ① 障害者就労施設の確保と支援
- ② 農福連携の推進
- ③ 様々な分野での就業機会の確保

#### 【令和6年度の主な実施状況】

- 農福連携の推進（関連：②農福連携の推進）

農福連携ワンストップ窓口を通じた農作業依頼に対して、4件のマッチングが成立した。市内の障害福祉事業所で構成する「障害者ワークチャレンジ事業実行委員会」を通じて福祉事業所の募集を行ったが、人員体制が整わず受託できる福祉事業所が少ないことが課題。

### (3) スポーツ・文化活動・学習活動等の展開【重点】

- ① スポーツを通じたノーマライゼーションの推進
- ② 障害のある人のスポーツ活動の推進
- ③ 障害のある人の文化活動の推進
- ④ 生涯を通じた多様な学習活動の充実
- ⑤ 障害者の自立と社会参加の促進

#### 【令和6年度の主な実施状況】

- スポーツ活動の振興（関連：①スポーツを通じたノーマライゼーションの推進）

さんだファミリースポーツカーニバル&市民チャレンジデーにおいて、年齢、障害に関係なく誰もが参加できる機会を提供した。三田国際マスターズマラソンでは、ファンランの部門を設けて、障害者（車イス）でも参加できるよう取り組んだ。

- 障害者の生涯学習推進のための地域ネットワーク構築

（関連：④生涯を通じた多様な学習活動の充実）

障害のある人の学び場づくりに関わる関係者が集まり、それぞれの取り組みや課題について情報共有し、今後の連携について意見交換を行った。事務局の神戸大学のほか、人と自然の博物館、三田市手をつなぐ育成会、三田市社会福祉協議会、大学教授、きいてネット、行政関係者と多様な関係者が集い、今後の取り組みについて検討した。

### (4) 意思疎通及び外出支援の充実

- ① 外出支援事業
- ② 福祉のまちづくりの推進
- ③ 社会参加のためのコミュニケーション支援の充実
- ④ デジタル技術の利活用

#### 【令和6年度の主な実施状況】

- 重度障害者（児）外出支援事業の見直し（関連：①外出支援事業）

タクシー料金助成利用券について、1枚あたりの金額設定を分かりやすく見直すとともに、助成金の総額を拡充することで、利用者の利便性向上を図った。

- 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の開始

（関連：③社会参加のためのコミュニケーション支援の充実）

失語症者の外出時に同行してコミュニケーション支援を行う支援者の派遣事業を開始し、当事者の社会参加の機会の充実を図った。今後、制度の周知を進める必要がある。

- 総合福祉保健センターでの遠隔手話通訳サービス（関連：④デジタル技術の利活用）

本庁舎の手話通訳者とテレビ電話でつなぐことで、総合福祉保健センターを訪れた聴覚障害者がセンター職員等とその場でコミュニケーションを取ることが可能となったが、本サービスの周知には課題が残っている。

## 【成果指標】

指標名	基準年	実績	目標	評価
	R4	R6	R11	
市役所における障害者実雇用率	2.7%	3.1%	3.0%	◎
優先調達件数、金額	20件 7,708千円	25件 9,937千円	25件 10,000千円	○
休みの日などに趣味やスポーツ活動などに参加する人の割合 (18歳以上の障害のある人)	19.8%	※	25.0%	—

※中間・最終アンケートで把握予定

## 基本目標4 共に生きるまちづくりの推進

すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、あらゆる場面において障害を理由とする差別を解消するための取組を進めます。障害の特性や障害のある人に対する理解や関心を高めるために、地域におけるふれあいや交流の機会を充実させるとともに、周知・啓発に努めます。また、合理的配慮の普及・拡大により、障害のある人が安心して社会に出ていくことのできる環境づくりに取り組みます。

### (1) 障害への理解促進【重点】

- ① 手話言語条例に係る普及・啓発事業
- ② 市職員の障害に対する理解促進研修
- ③ 市民への障害に対する理解促進、広報・啓発
- ④ 当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による啓発活動
- ⑤ 障害のある人に対する合理的配慮の周知・啓発

### 【令和6年度の主な実施状況】

#### ●手話推進員（SHUWAFF）の設置（関連：①手話言語条例に係る普及・啓発事業）

市職員が自ら手話を学習することで、市民への手話の普及や聴覚障害者への理解を深めるほか、市民サービスの向上を目指して、手話推進員（SHUWAFF）を設置している。手話推進員を中心として朝礼時に手話紹介を行うなど、庁内での手話学習推進を図っている。

#### ●合理的配慮に関する啓発（関連：⑤障害のある人に対する合理的配慮の周知・啓発）

改正障害者差別解消法の施行により、令和6年4月より合理的配慮の提供義務化が拡大されたことにあわせて、啓発冊子の作成・配布を行ったほか、市内企業や事業所を対象にした研修を行い、周知・啓発に努めた。ただし、合理的配慮の考え方が広く普及しているとは言い難く、さらなる啓発が必要。

## (2) 誰もが参加しやすい地域社会づくり

- ① 支えあえる地域づくり
- ② 障害の特性に応じた合理的配慮の提供の推進

### 【令和6年度の主な実施状況】

#### ●障害者週間における交流イベントの実施（関連：①支えあえる地域づくり）

障害者週間に合わせて、障害者のファッションショーやパラスポーツ体験などの交流イベントを実施した。今後も、イベントを地域に根付いた恒例行事として定着させ、地域全体で共生の意識が広がるよう努めていく。

#### ●ヘルプマークの交付（関連：①支えあえる地域づくり）

ヘルプマーク・カードともに市の各窓口で配布しているほか、電子申請による受付も行っている。地域のイベント等で周知啓発を行ってきたが、認知が進んできたためか令和6年度の新規交付件数は大きく増加している。

## (3) 地域福祉活動の推進・支援者の育成

- ① 地域福祉活動の担い手育成
- ② 地域福祉活動への支援

### 【令和6年度の主な実施状況】

#### ●民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組（関連：①地域福祉活動の担い手育成）

生活支援が必要な人への相談・支援や幅広い年齢層を対象とした見守り、地域におけるふれあいの場づくりへの協力を行う民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組として、PR動画や啓発チラシ等を作成し、幅広い年齢層に向けた情報発信を強化することで、認知度向上を図った。

### 【成果指標】

指標名	基準年	実績	目標	評価
	R4	R6	R11	
「障害のある人への対応や理解が足りている」と答える障害のある人の割合	18歳以上 37.5% 18歳未満 40.2%	※	18歳以上 70.0% 18歳未満 70.0%	—
地域で行われた行事や活動への参加割合（18歳以上の障害のある人）	31.2%	※	50.0%	—
ヘルプマークの新規交付件数	231件	360件	260件	◎

※中間・最終アンケートで把握予定

## 基本目標 5 権利擁護と相談体制の充実

障害のある人やその家族の多様なニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実や情報提供の充実を図ります。また、親なき後も見据えた成年後見制度の利用促進、地域における防災対策、虐待防止の取組を進め、障害の有無に関わらず安心・安全に過ごせるまちづくりを推進します。

### (1) 情報提供・相談支援体制の充実【重点】

- ① 障害者総合相談窓口「きいてネット」の運営
- ② サービス等利用計画相談支援事業
- ③ 地域自立支援協議会の開催
- ④ 情報アクセシビリティの向上

#### 【令和 6 年度の主な実施状況】

- 障害者向けスマホ教室の実施（関連：④情報アクセシビリティの向上）  
視覚障害者・聴覚障害者向けのスマホ教室を開催し、スマホの使い方や生活に便利な機能を紹介し、社会参加の後押しを行うとともに、障害特性から生じる情報格差の解消を図った。

### (2) 緊急時等の支援体制の整備

- ① 避難行動要支援者支援制度の推進
- ② 障害の特性に応じた緊急時の対応検討
- ③ 避難確保計画の策定等の支援

#### 【令和 6 年度の主な実施状況】

- 避難行動要支援者の把握（関連：①避難行動要支援者支援制度の推進）  
災害時に自力で避難できない避難行動要支援者を把握し、名簿にして区・自治会等の地域団体等と共有し、災害時の共助のまちづくりを推進している。

### (3) 権利擁護・差別解消の推進と虐待防止

- ① 権利擁護、成年後見支援の実施
- ② 障害者差別解消に係る取組
- ③ 障害者虐待防止に係る取組

## 【令和6年度の主な実施状況】

### ●当事者・支援者向け虐待防止研修（関連：③障害者虐待防止に係る取組）

市内の通所事業所に出向いて、グループワークや市民劇団による寸劇を通して虐待とはどういうことかや、対応方法を分かりやすく伝えた。障害者自身に正しく理解してもらい、声をあげられるようになることで、職員の意識変革や虐待防止を図った。

## 【成果指標】

指標名	基準年	実績	目標	評価
	R4	R6	R11	
「どこに相談したらいいかわからない」と答える障害のある人の割合	18歳以上 18.8% 18歳未満 18.4%	※	18歳以上 15.0% 18歳未満 15.0%	—
権利擁護・成年後見支援センターの新規相談受付件数	144件	120件	165件	▲
「障害や特性があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」と答える障害のある人の割合	18歳以上 59.9% 18歳未満 81.5%	※	18歳以上 50.0% 18歳未満 60.0%	—

※中間・最終アンケートで把握予定